

関東地域野生鳥獣対策連絡会議の設置要領(平成16年5月11日設置)の一部改正新旧対照表(案)

平成18年10月17日より適用

改正後	現行
<p>1. 趣旨 野生鳥獣に対する保護の要請が高まる一方で農林業等への被害や環境への影響が深刻化する中、共存・共生に基づく総合的な対策が求められている。 このような状況下において、野生鳥獣の保護・管理・防除に関わる者が一堂に会し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理及び効果的な被害防止技術等についての情報交換の場として、関東地域野生鳥獣対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。</p> <p>2. 連絡会議の構成 連絡会議は、次の者をもって構成することとする。 ただし、必要があると認められる場合は、構成員を追加できるものとする。</p> <p>県関係 ・関東各都県の農業・林業・環境関係3部局の鳥獣対策担当課(室)長</p> <p>試験研究機関・大学関係 ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター <u>鳥獣害研究サブチーム サブチーム長 百瀬 浩</u> ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター <u>鳥獣害研究サブチーム 上席研究員 仲谷 淳</u> ・<u>日本獣医生命科学大学獣医学部 野生動物学教室 助教授 羽山伸一</u> ・麻布大学獣医学部 動物応用科学科 動物行動管理学研究室 講師 江口祐輔</p> <p>国関係 ・環境省関東地方環境事務所野生生物課長 ・<u>環境省長野自然環境事務所生物多様性保全企画官</u> ・林野庁関東森林管理局森林整備課長 ・林野庁中部森林管理局森林整備課長</p>	<p>1. 趣旨 野生鳥獣に対する保護の要請が高まる一方で農林業等への被害や環境への影響が深刻化する中、共存・共生に基づく総合的な対策が求められている。 このような状況下において、野生鳥獣の保護・管理・防除に関わる者が一堂に会し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理及び効果的な被害防止技術等についての情報交換の場として、関東地域野生鳥獣対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。</p> <p>2. 連絡会議の構成 連絡会議は、次の者をもって構成することとする。 ただし、必要があると認められる場合は、構成員を追加できるものとする。</p> <p>県関係 ・関東各都県の農業・林業・環境関係3部局の鳥獣対策担当課(室)長</p> <p>試験研究機関・大学関係 ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター <u>耕地環境部 鳥獣害研究室長 百瀬 浩</u> ・<u>日本獣医畜産大学獣医学部 野生動物学教室 助教授 羽山伸一</u> ・麻布大学獣医学部 動物応用科学科 動物行動管理学研究室 講師 江口祐輔</p> <p>国関係 ・環境省関東地方環境事務所野生生物課長 ・<u>環境省中部地方環境事務所野生生物課長</u> ・林野庁関東森林管理局森林整備課長 ・林野庁中部森林管理局森林整備課長</p>

・関東農政局( 削る )  
整備部地域整備課長  
統計部生産流通消費統計課長  
生産経営流通部農産課長

3. 連絡会議での取扱事項

- (1) 特定鳥獣等の適切な保護・管理・防除について
- (2) 国及び県の施策について
- (3) その他必要な事項について

4. 連絡会議の開催

連絡会議は必要に応じ開催するものとする。

なお、会議の設置期間については地域における生息実態や被害状況等を勘案し、連絡会議において協議し決定する。

5. 連絡会議の庶務

連絡会議の庶務は、構成機関の協力の下、関東農政局生産経営流通部農産課において処理する。

6. その他

その他必要な事項については、連絡会議において協議の上、定める。

・関東農政局農村計画部農村振興課長  
整備部農村整備課長  
統計部生産流通消費統計課長  
生産経営流通部農産課長

3. 連絡会議での取扱事項

- (1) 特定鳥獣等の適切な保護・管理・防除について
- (2) 国及び県の施策について
- (3) その他必要な事項について

4. 連絡会議の開催

連絡会議は必要に応じ開催するものとする。

なお、会議の設置期間については地域における生息実態や被害状況等を勘案し、連絡会議において協議し決定する。

5. 連絡会議の庶務

連絡会議の庶務は、構成機関の協力の下、関東農政局生産経営流通部農産課において処理する。

6. その他

その他必要な事項については、連絡会議において協議の上、定める。